

平成30(2018)年度

入間市の予算



入間市マスコットキャラクター「いるティー」

平成30年4月

入間市 財政課

も く じ

○「入間市の予算」作成にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○平成30年度は、こんな事業を進めます・・・・・・・・・・	2
○数字で見る入間市の予算	
平成30年度予算総額・・・・・・・・・・・・・・・・	3
一般会計・・・・・・・・・・・・・・・・	4
特別会計と公営企業会計・・・・・・・・・・	6
一般会計「歳入」の説明・・・・・・・・・・	11
一般会計「歳出」の説明・・・・・・・・・・	17
○予算編成から決算まで・・・・・・・・・・・・・・・・	19
○主な補助金・・・・・・・・・・・・・・・・	20
○他市との財政指標の比較　・・・・・・・・・・	21
○入間市の財政健全化指標について　・・・・・・・・	23

「入間市の予算」作成にあたって

市民の皆様には、日ごろから市のまちづくりに対して深いご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本年度もここに「入間市の予算」をお届けするにあたり、ごあいさつ申し上げます。

入間市においては、経済情勢や国の予算の動向を念頭に、第6次入間市総合計画に基づき、前期基本計画及び行財政改革を推進しつつ、「充実した生活都市 入間市」の実現に向けて各施策を推進してまいります。



平成30年度の入間市の財政状況は、歳入において市税が僅かに増額となるものの、行政水準を維持し必要な施策を推進するためには、引き続き財源不足となる見込みであります。このため、臨時財政対策債や適債事業を活用し、さらに、財政調整基金からの繰り入れにより財源不足の調整を図りました。

歳出では、事業の必要性、緊急性、優先性などを考慮し編成しました。

特に、投資的経費については、継続事業の市民体育館耐震補強等工事、小中学校屋内運動場非構造部材耐震化工事、防災行政用無線デジタル化移行工事など、実施計画との整合性に配慮し、限られた財源の有効配分に留意しつつ、安全・安心な施設とするための事業を中心に推進を図っています。一方、経常的経費については、後期高齢者医療療養給付費負担金が大幅な増額となり、障害児給付事業や生活保護費といった扶助費も増額しています。そうした中でも、学童保育事業や放課後子ども教室の拡充を図るほか、「元気な子どもが育つまち」を目指した各種事業を継続発展させ、子ども・子育て支援の更なる充実を図っています。

この「入間市の予算」は、市民の皆様には今年度の予算と事業のあらましを、できるだけわかりやすく説明しておりますので、ご覧いただき、市政に対する更なるご理解とご協力をお願いいたします。

平成30年4月

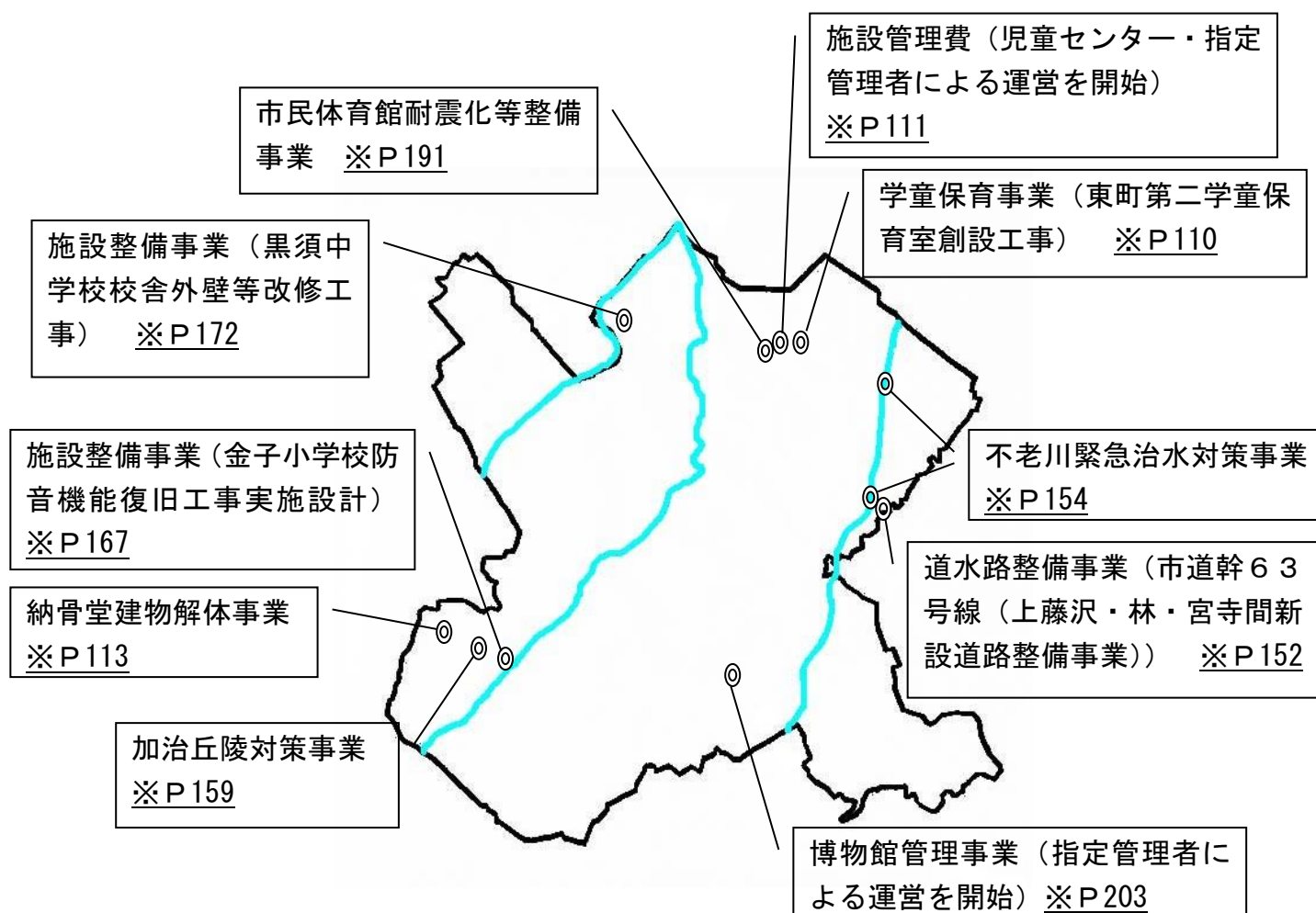
入間市長 田 中 龍 夫

平成30年度は、こんな事業を進めます

◎歳出の主な事業については 別冊の「平成30年度予算の概要」をご覧ください。

「平成30年度予算の概要」は市役所市政情報コーナー、各支所で無料配布しています。また、市公式ホームページでもご覧になれます。

http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/zaisei/zai_yosan/1007879.html



その他主な事業

- ◎デジタル化等推進事業（防災行政用無線設備をデジタル信号方式へ移行するための機器の入れ替えを行う） ※P67
- ◎防犯灯LED化事業（既設防犯灯のLED化のための取り替え工事を行う） ※P71
- ◎地域子ども・子育て支援事業（養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等を実施） ※P100
- ◎新最終処分場整備事業費（新たな最終処分場の整備に向けた基本構想の策定を行う） ※P122
- ◎自動車等購入費（非常備消防費）（消防団第6分団第1部（二本木地区）の消防ポンプ車を更新） ※P165
- ◎小中学校エアコン設置事業（主に夏季における児童及び生徒の健康管理と学習環境の整備のため、普通教室等にエアコンを設置） ※P169・174

上図の※P〇〇は、別冊「平成30年度予算の概要」のページ番号です。

数字で見る入間市の予算

平成30年度の予算総額は、

772億 466万円 です。

4月1日から翌年の3月31日までの1年間を**会計年度**といい、市がいろいろな仕事の計画を立てたり、事業を実施したりするにあたっての基本となっています。

予算は、市長の考え方や政策が反映されたものであり、市の行政の設計書ともいえるものです。そのうち**歳入**は、税金などの収入がどれくらいあるかを見積もったもので、**歳出**は、それを使いみちごとに割り振ったものです。

区 分		平成30年度予算額	平成29年度予算額	増減額	増減率
一 般 会 計		413億1,500万円	407億1,000万円	6億 500万円	1.5%
特別会計	国民健康保険	154億2,187万円	187億8,937万円	-33億6,751万円	-17.9%
	後期高齢者医療	17億8,033万円	15億9,265万円	1億8,768万円	11.8%
	介護保険	98億3,253万円	94億1,594万円	4億1,659万円	4.4%
	武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業	9,850万円	1億 544万円	-694万円	-6.6%
	入間市駅北口土地区画整理事業	5億3,200万円	5億5,700万円	-2,500万円	-4.5%
	扇台土地区画整理事業	5億1,600万円	5億1,600万円	-	0.0%
	狭山台土地区画整理事業	4,060万円	1億5,899万円	-1億1,839万円	-74.5%
	計	282億2,182万円	311億3,539万円	-29億1,357万円	-9.4%
小 計		695億3,682万円	718億4,539万円	-23億 857万円	-3.2%
公営企業会計	水道事業	41億7,560万円	42億5,340万円	-7,780万円	-1.8%
	下水道事業	34億9,224万円	34億 349万円	8,875万円	2.6%
	計	76億6,784万円	76億5,689万円	1,095万円	0.1%
合 計		772億 466万円	795億 228万円	-22億9,761万円	-2.9%

*各会計で1万円未満を四捨五入しているため、合計額と一致しない場合があります。

※この表は、「当初予算」を比較したものです。

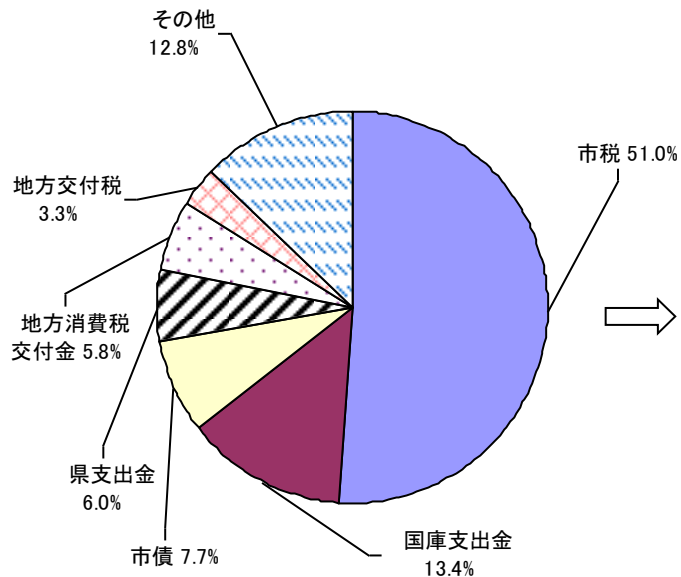
※このほかに、年度の途中で緊急的な事項に対応するため、「補正予算」と呼ばれる予算を組んで、財政運営を行っておりますので、決算時の予算額とは異なります。

一般会計

4 1 3 億 1, 5 0 0 万円

一般会計は、市の予算の中心となるもので、福祉、教育、道路、公園の整備などのお金はこの中から出し入れします。

歳入

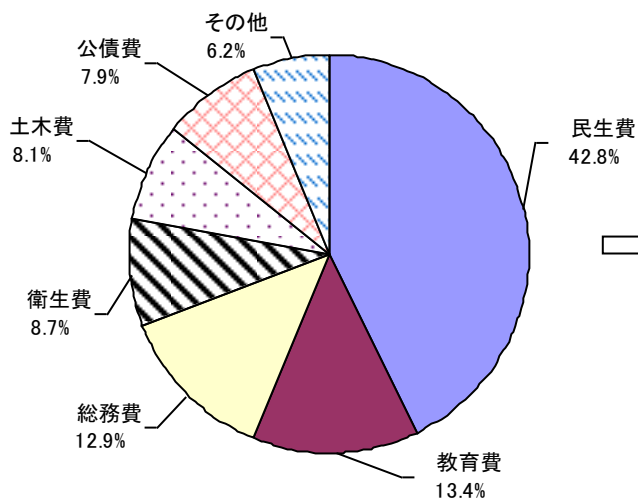


市民一人当たりの市税

141, 550円

※市税を人口148, 723人
(平成30年1月1日現在)で割ったもの

歳出



市民一人当たりの予算

277, 798円

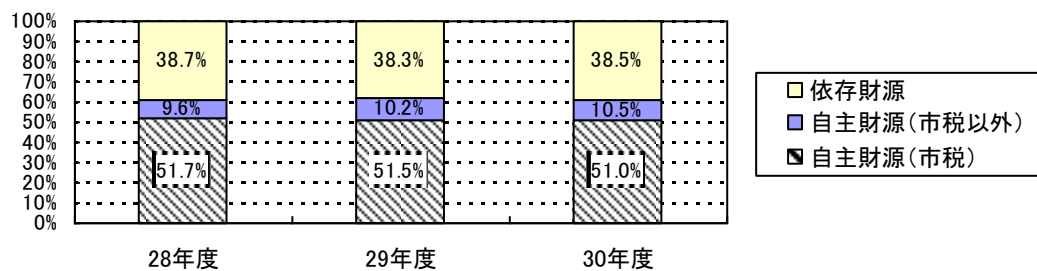
※歳出総額を人口148, 723人
(平成30年1月1日現在)で割ったもの

◇自主財源と依存財源

市の歳入(収入)のよりどころを財源といい、このうち税金のように市が自分で集めるものを自主財源、国や県からもらう補助金などを依存財源といいます。

自主財源の割合が高ければ、それだけ自主的、安定的に事業が進められますが、景気回復の遅れなどにより自主財源の大半を占める市税の割合が減少傾向です。

自主財源	247.6 億円	251.2 億円	254.0 億円
依存財源	156.1 億円	155.9 億円	159.1 億円



平成30年度 財源の内訳

区分	予算額	構成比
自主財源	254 億 261 万円	61.5%
市税	210 億 5,172 万円	51.0%
分担金及び負担金	5 億 3,243 万円	1.3%
使用料及び手数料	6 億 7,580 万円	1.6%
財産収入	4,524 万円	0.1%
寄附金	539 万円	0.0%
繰入金	17 億 4,684 万円	4.2%
繰越金	6 億円	1.5%
諸収入	7 億 4,519 万円	1.8%
依存財源	159 億 1,239 万円	38.5%
各種交付金等	33 億 1,900 万円	8.1%
地方交付税	13 億 8,400 万円	3.3%
国庫支出金	55 億 1,829 万円	13.4%
県支出金	24 億 9,950 万円	6.0%
市債	31 億 9,160 万円	7.7%
計	413 億 1,500 万円	100.0%

※1万円未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

③ 介護保険特別会計

98 億 3,253 万円

支援や介護が必要であると認定された人が、自立した日常生活をおくることができるように、各種サービスを提供するとともに、地域包括支援センターの運営や介護予防事業等の地域支援事業を実施するものです。

(1万円未満を四捨五入しています。)

歳入

保険料	24 億 5,095 万円
国・県支出金	33 億 206 万円
支払基金交付金	25 億 5,513 万円
一般会計等からの繰入金	15 億 1,303 万円
その他	1,136 万円

歳出

保険給付費	91 億 5,549 万円
地域支援事業費	5 億 5,395 万円
その他	1 億 2,309 万円



土地区画整理事業特別会計

11 億 8,710 万円

道路、公園、下水道などの施設を配置しながら、整った快適な街並みをつくっていく事業です。完成までには、長い年月と多額の費用がかかり、関係する皆さんのご理解とご協力が必要となります。
(1万円未満を四捨五入しています。)

④ 武蔵藤沢駅周辺地区 (年度:昭和61～平成37年度、面積:62.7ha) 9,850 万円

歳入		歳出	
一般会計からの繰入金	9,800 万円	事業費	8,178 万円
その他	50 万円	その他	1,672 万円
		平成 30 年度末進捗率(予定)	99%

⑤ 入間市駅北口地区 (年度:平成3～34年度、面積:20.4ha) 5 億 3,200 万円

歳入		歳出	
国からの補助金	6,600 万円	事業費	4 億 9,559 万円
一般会計からの繰入金	4 億 5,600 万円	その他	3,641 万円
その他	1,000 万円		
		平成 30 年度末進捗率(予定)	56.9%

⑥ 扇台地区 (年度:平成5～37年度、面積:78.6ha) 5 億 1,600 万円

歳入		歳出	
保留地処分金	1,000 万円	事業費	4 億 8,072 万円
国からの補助金	5,995 万円	その他	3,528 万円
一般会計からの繰入金	4 億 3,700 万円		
その他	905 万円		
		平成 30 年度末進捗率(予定)	38.0%

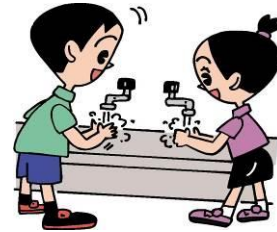
⑦ 狭山台地区 (年度:平成5～34年度、面積:81.2ha) 4,060 万円

歳入		歳出	
一般会計からの繰入金	4,000 万円	事業費	3,734 万円
その他	60 万円	その他	326 万円
		平成 30 年度換地処分予定	

2 公営企業会計

公営企業会計は、市が設置し、経営している地方公営企業に関する会計であり、水道事業及び下水道事業が対象となります。

水道事業会計		41 億 7,560 万円	
		水道事業費用＋資本的支出 (1万円未満を四捨五入しています。)	
収益的収入及び支出		資本的収入及び支出	
水道事業収益	31 億 3,830 万円	資本的収入	1 億 5,229 万円
水道事業費用	27 億 8,219 万円	資本的支出	13 億 9,341 万円
業務の予定量(平成 30 年度) 給 水 戸 数:6 万 7,400 戸 年間総給水量:1,702 万 2,300 m³ 一日平均給水量:4 万 6,636 m³ ※主な建設改良事業 【平成 29・30 年度 継続事業】 入間ヶ丘団地内配水管布設替工事(第一工区) 総事業費 1 億 9,799 万円 【平成 30・31 年度 継続事業】 鍵山東金子線送水管整備工事(第二工区) 総事業費 2 億 3,038 万円 ＊ <u>収益的収入及び支出</u>とは、経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用をいいます。 ＊ <u>資本的収入及び支出</u>とは、将来の経営活動に備えて行う建設改良や借金(企業債)償還金等の支出とその財源となる加入金や負担金などの収入をいいます(収入額が支出額に対し不足する額は積立金等で補てん)。			



下水道事業会計

34 億 9,224 万円

下水道事業費用＋資本的支出

(1万円未満を四捨五入しています。)

収益的収入及び支出		資本的収入及び支出	
下水道事業収益	24 億 2,605 万円	資本的収入	3 億 2,000 万円
下水道事業費用	22 億 8,415 万円	資本的支出	12 億 810 万円

業務の予定量(平成 30 年度)

水洗化戸数:5 万 5,111 戸

年間総排水量:1,608 万 m³

一日平均排水量:4 万 4,055 m³

※主な建設改良事業

汚水管渠布設工事 総事業費 4,590 万円

汚水管渠更生工事 総事業費 1 億 9,583 万円

【平成 29・30 年度 継続事業】

入間市公共下水道管路施設ストックマネジメント基本計画及び総合地震対策計画業務委託

総事業費 6,696 万円



- * **収益的収入及び支出**とは、経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用をいいます。
- * **資本的収入及び支出**とは、将来の経営活動に備えて行う建設改良や借金(企業債)償還金等の支出とその財源となる企業債や負担金などの収入をいいます(収入額が支出額に対し不足する額は内部に貯えられた資金で補てん)。

一般会計「歳入」の説明

1 市税

ア 市民税

- ① 個人(現年課税分83億8,908万8千円・滞納繰越分1億312万円)
 - 均 等 割 3, 5 0 0 円
 - 所 得 割 課税所得金額の6%
 - 退職所得 課税所得金額の6%
- ② 法人(現年課税分12億7,178万2千円・滞納繰越分162万円)
 - 均 等 割 5 0, 0 0 0 円～3, 0 0 0, 0 0 0 円(資本金等により1号法人から9号法人に分類)
 - 法人税割 ・平成26年10月1日以後を開始日とする事業年度の税率
12. 1% ・ 10. 9% ・ 9. 7%
・上記以前の事業年度の税率
14. 7% ・ 13. 5% ・ 12. 3%

イ 固定資産税

- ① 固定資産税(現年課税分87億1,105万円・滞納繰越分9,769万5千円)
 - 税率 1. 4%
- ② 国有資産等所在市町村交付金 (6,489万3千円)

ウ 軽自動車税(現年課税分2億7,164万6千円・滞納繰越分289万円)

原 動 機 付 自 転 車 50cc以下 2,000 円、90cc以下 2,000 円、125cc以下 2,400 円、
ミニカー3,700 円

小 型 特 殊 自 動 車 農耕作業用 2,400 円、その他のもの 5,900 円

二 輪 の 小 型 自 動 車 6,000 円

軽 自 動 車 二輪 3,600 円、三輪 3,900 円、四輪以上乗用営業用 6,900 円、
乗用自家用 10,800 円、貨物営業用 3,800 円、貨物自家用
5,000 円

※平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新規取得された新車の軽三輪・四輪車のうち、一定の環境性能を有する車両は、その燃費性能に応じて平成30年度に限り、通常の税率からおおむね75%、50%又は25%軽減された税率が適用されます。

※平成27年3月31日以前に新規取得された新車の軽三輪・四輪車は、特例により旧税率が適用されます。ただし、最初の新規検査から13年を経過した車両は重課税率が適用されます。

(旧税率)

三輪 3,100 円、四輪以上乗用営業用 5,500 円、乗用自家用
7,200 円、貨物営業用 3,000 円、貨物自家用 4,000 円

(重課税率)

三輪 4,600 円、四輪以上乗用営業用 8,200 円、乗用自家用
12,900 円、貨物営業用 4,500 円、貨物自家用 6,000 円

エ 市たばこ税 (現年課税分8億1,246万1千円)

一 般 1, 000本につき5, 262円

旧3級品 1, 000本につき4, 000円

※ 旧3級品とは、「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、
「ウルマ」、「バイオレット」の6品目です。

オ 鉱産税 (現年課税分3千円)

税率 0. 7%

カ 特別土地保有税(滞納繰越分1千円)

キ 都市計画税(現年課税分13億1,110万3千円・滞納繰越分1,437万2千円)

税率 0. 25%

2 地方譲与税

地方自治体の財源とされているもののうち、課税の便宜上その他の事情から徴収事務を国が代行し、地方自治体へ譲与する税を地方譲与税といいます。

ア 地方揮発油譲与税

地方揮発油税は、ガソリンに対し揮発油税と併せて課税されるものです。地方揮発油譲与税総額の100分の58に相当する額が都道府県及び指定都市に譲与され、残りの100分の42に相当する額が各市町村の道路台帳に記載された道路の延長及び面積で按分され、市町村に譲与されます。予算額は、8,400万円を計上しています。

イ 自動車重量譲与税

自動車重量税は、昭和46年度から、自動車検査証の交付を受ける自動車等にその重量に応じて課税される税金で、その1000分の407に相当する額が各市町村の道路台帳に記載された道路の延長及び面積で按分され、市町村に譲与されています。予算額は、2億2,600万円を計上しています。

3 県税交付金

県税交付金とは、地方税法の規定に基づき、県が徴収した税のうちの一定部分を県内の市町村（指定都市含む）に交付する制度で、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金があります。

ア 利子割交付金

金融機関などから支払いを受ける預貯金の利子等には県民税利子割が課税されています。金融機関などから県に納められた税収の約5分の3に相当する金額が、県内に所在する市町村に交付されます。予算額は、2,300万円を計上しています。

イ 配当割交付金

平成16年1月1日以後に上場会社などから配当金等の支払いを受ける個人のうち、県内に住所を有する個人に対し、県民税配当割が課税されています。県に納められた税収の約5分の3に相当する金額が、県内に所在する市町村に交付されます。予算額は、7,100万円を計上しています。

ウ 株式等譲渡所得割交付金

平成16年1月1日以後に発生する特定口座（源泉徴収あり）内における上場株式等の譲渡益について、県民税株式等譲渡所得割が課税されています。県に納められた税収の約5分の3に相当する金額が、県内に所在する市町村に交付されます。予算額は、1億1,200万円を計上しています。

エ 地方消費税交付金

地方消費税交付金は平成9年度に創設されたもので、都道府県に収入された地方消費税のうち、2分の1に相当する額が県内に所在する市町村に交付されます。

平成26年4月1日より消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率が1%から1.7%になりました。この引き上げによる増収分は、全額社会保障財源として使われています。予算額は、24億1,400万円を計上しています。

オ ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者に対して課税されるものです。県の税収のうち、70%の金額がゴルフ場の所在する市町村に交付されます。予算額は、5,200万円を計上しています。

カ 自動車取得税交付金

自動車取得税は、自動車の取得に対して課税されるものです。県の税収から県が取扱費として5%を控除した残りの95%のうち、その70%は県内所在の市町村に交付され、市町村の道路の延長及び面積により按分されます。残りの30%のうち一部は指定都市が国県道の管理を行うことから県内所在の指定都市に交付されます。予算額は、1億5,000万円を計上しています。

4 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）

基地交付金は、米軍や自衛隊の施設が市町村の区域に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するために、使途の制限のない一般財

源として、施設等所在市町村に対して、毎年度交付されます。予算額は、5,800万円を計上しています。

5 地方特例交付金

地方特例交付金は、住宅ローン減税に伴う補てん財源として交付されるものです。予算額は、1億1,200万円を計上しています。

6 地方交付税

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。このうち、その大部分を占める普通交付税は、地方自治体が標準的な行政運営を行うために必要な一般財源額を合理的に算定した額である「基準財政需要額」から、市税や地方譲与税などの一般財源の額を一定の方法によって算定したものである「基準財政収入額」を差し引いたその差額（財源不足額）に応じて交付されるものです。

なお、この差額（財源不足額）がマイナスとなる場合、財源超過団体（不交付団体）となり、普通交付税は交付されません。

平成30年度の普通交付税交付額は、12億200万円、特別交付税は1億8,200万円を計上しています。

なお、臨時財政対策債（※）は、16億円を計上しています。

※ 臨時財政対策債について

臨時財政対策債は、地方財政の財源不足を補てんするため、従来、地方交付税により交付されていた額の一部が、地方債に振り替えられたもので、平成13年度から発行が認められた地方債です。

なお、その元利償還金の100%が後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

7 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、増加する交通事故に対処するため、地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置及びその管理に要する経費に充てるため昭和43年に創設されたもので、交通反則金に係る収入見込額から通告書送付費支出相当額を控除した金額が、過去2ヵ年の交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長をもとに都道府県及び市町村に交付されます。予算額は、1,700万円を計上しています。

8 分担金及び負担金

分担金は、一般的に地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける者に対し、その受益を限度として公権力に基づいて

賦課徴収する金銭です。

また、負担金は、国や地方公共団体が特定の事業を行う場合、その経費の全部又は一部に充てるために、その事務・事業の実施により特に利益を受けるなど特別の関係を持つ者に対して、国や地方公共団体が負担を命ずる公法上の金銭給付義務です。予算額は、5億3,243万4千円を計上しています。

9 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、いずれも地方公共団体が特定人のためなんらかの便益を与えることによる特定人の受益に着目して、その事務のため地方公共団体が支弁する経費の全部又は一部を応益的に負担させるものです。予算額は、6億7,579万8千円を計上しています。

10 国庫支出金

国庫支出金には、国が地方自治体の行う特定の事務事業の円滑な運営を期するために、国が義務的に支出すべき国庫負担金、国が奨励的ないし財政援助的意図に基づいて交付する国庫補助金、及び本来は国が行うべき事務を、国民の利便、経費の効率化等の観点から地方自治体に委託する場合に、その経費の全額が交付される国庫委託金があります。予算額は、55億1,828万8千円を計上しています。

11 県支出金

県支出金には、県が地方自治体の行う特定の事務事業の円滑な運営を期するために、県が義務的に支出すべき県負担金、県が奨励的ないし財政援助的意図に基づいて交付する県補助金、及び本来は県が行うべき事務を、県民の利便、経費の効率化等の観点から地方自治体に委託する場合に、その経費の全額が交付される県委託金があります。予算額は、24億9,950万1千円を計上しています。

12 財産収入

財産収入は、地方公共団体が有する財産を貸付け、私権を設定し、出資し、交換し、又は売払いしたことによって生ずる現金収入です。予算額は、4,524万1千円を計上しています。

13 寄附金

寄附金は、寄附者から受ける金銭（物品又は財産は予算に無関係）の無償譲渡で、用途を特定しない一般寄附金とその用途を限定した指定寄附金があります。予算額は、539万円を計上しています。

1 4 繰入金

繰入金は、一般会計、他の特別会計及び基金又は財産区会計の間において、相互に資金運用するためのものです。予算額は、17億4,683万5千円を計上しています。

1 5 繰越金

繰越金は、地方自治法第233条の2の規定により、各会計年度において決算剰余金が生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならないと規定されています。予算額は、6億円を計上しています。

1 6 諸収入

諸収入は、地方債のほか、前記1～13までの歳入に性質上区分されたものの以外の収入です。予算額は、7億4,518万9千円を計上しています。

1 7 市債

市債は、市の借金といわれるように、地方公共団体の資金調達方法の一つであるとともに、次のような機能を持っています。予算額は、総額31億9,160万円を見込んでいます。

(1) 財政支出と財政負担の年度間調整を図る機能

公共施設の建設や災害復旧事業地などの事業は、単年度に多額の財源を必要とします。これらを一般財源のみで賄うということは、他の行政施策の推進に大きな影響を及ぼすこととなります。そこで、市債の発行により所要の資金を調達し、事業の円滑な執行を図るとともに、元利償還金という形で後年度に財政負担を平準化することができます。

(2) 世代間の負担を公平化する機能

学校・公園・道路などの公共施設を建設する場合、その効用は長期間にわたるため、将来の住民も便益を受けることとなります。そこで、これらの建設経費について、その財源のすべてを建設当時の税收等に求めるのではなく、一部を市債で賄い、それらの元利償還金の支払い財源に将来の税收を充てることにより、住民負担の世代間の公平を図ることができます。

(3) 一般財源を補完する機能

市債は発行年度で見た場合、地方税や地方交付税などの一般財源の不足を補完する機能を有しており、ある程度の機動性と弾力性を持った財源確保の方法として重要な役割を担っています。

一般会計「歳出」の説明

1 議会費

議会費は、議会の活動に要する経費で、議員報酬、議会運営費、政務活動費及び事務局費等が計上されます。予算額は、2億9,737万4千円を計上しています。

2 総務費

総務費は、(1)全般的な管理事務、企画調整事務、財政・財務管理に要する経費等、(2)地方公共団体の共通経費で、他の款の事業又は事務の増減変化に特に関係なく、通常必要とされる経費で、本庁舎、出先機関、財産の維持管理、戸籍、統計、徴税、選挙、職員の人事（公平を含む。）等に要する経費、(3)他の款に区分できない経費（多面的でいずれの款の事業又は事務として区分困難な退職手当、選挙費、統計調査費等）が計上されます。

予算額は、53億1,601万2千円を計上しています。

3 民生費

民生費は、住民が一定水準の生活と安定した社会生活を保障するのに必要な経費であり、これには、具体的に社会福祉、障害者、高齢者、児童福祉、生活保護及び災害救助関係の経費が計上されます。

予算額は、176億8,556万5千円を計上しています。

4 衛生費

衛生費は、住民が健康にして衛生的な生活環境を保持するための経費で、主として計上される項目は、環境衛生費、公害対策費、健康福祉センター費、予防費、清掃費等が計上されます。予算額は、36億575万4千円を計上しています。

5 労働費

労働費は、労働者のための勤労福祉センター管理に要する経費、労働福祉の観点からの勤労者住宅取得対策事業等に要する経費が計上されます。

予算額は、2,933万4千円を計上しています。

6 農林水産業費

農林水産業費は、農業委員会費、農業振興を図るため優良品種の野菜及び優良茶等の生産技術向上に努め安全安心の農産物の生産、畜産振興等に要する経費が計上されます。予算額は、1億4,893万9千円を計上しています。

7 商工費

商工費には、商工業の振興及び観光事業等の経費が計上されます。予算額は、1億6,184万1千円を計上しています。

8 土木費

土木費に計上される歳出予算は、土木管理関係人件費、土木共通事務等に要する経費並びに道路橋りょう費、土地区画整理費、下水道費、緑化推進費、住宅費等です。予算額は、33億3,084万7千円を計上しています。

9 消防費

消防費には埼玉西部消防組合への負担金、消防団の活動費等が計上されます。予算額は、19億1,320万1千円を計上しています。

10 教育費

教育費には、教育委員会、小・中学校、社会教育等のすべての教育関係の費用が計上されます。予算額は、55億1,868万3千円を計上しています。

11 公債費

公債費には、主に、現在未償還の公債についての元利償還金が計上されます。予算額は、32億5,113万円を計上しています。

12 諸支出金

諸支出金には、行政目的を有しない経費のみが計上されます。予算額は、2万円を計上しています。

13 予備費

予備費は、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため計上されます。予算額は、5,630万円を計上しています。

※歳出の主な事業については、別冊の「平成30年度予算の概要」をご覧ください。

「平成30年度予算の概要」は市役所市政情報コーナー、各支所で無料配布しています。また、市公式ホームページでもご覧になれます。

http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/zaisei/zai_yosan/1007879.html

予算編成から決算まで

予算は、次のような流れでつくられ、使われます。はじめから終わりまで、約2年かかります。

前年度	9月	3か年実施計画の作成	1 担当課の意見をもとに、企画課で向こう3年間の大きな事業の予定を立てます。
	10月	予算見積書作成	2 担当課で翌年度に必要な費用と財源を見積ります。
	11月	各課ヒアリング	3 財政課が、新年度に予定する事業の内容を担当課から聴き取り、収入と支出の見込みや必要性・緊急性などを判断し、事務事業を選択します。
	1月	査定	4 市長、副市長との間で内容を査定します。
	2月	当初予算案作成	5 予算案を冊子としてまとめます。
	3月	議会の議決	6 市議会で審議を行った後、議決により決定します。
当該年度	4月	予算の配当	1 担当課に予算額の割り振りをします。
		予算の執行	2 金額や内容に応じて、課長、部長、副市長あるいは市長までの決裁を得てから、収入や支出をします。
	3月	補正予算	3 年度の途中で急に必要となった費用などに対応するために、当初予算の内容の一部を見直すもので、議会で決定します。
翌年度	4月 ～5月	出納整理期間	1 収入や支出について、最終的な整理を行います。
	6月	決算書作成	2 前年度の収入と支出の結果をまとめ、監査委員のチェックを受けます。
	9月	決算の認定	3 前年度の予算をどう使ったか、議会の最終チェックを受けます。

主な補助金

市から各種団体や事業に支出している補助金について、平成30年度の主なものを予算額でみると、次のようになっています。市では、補助金が有効に使われるように、団体の事業内容に応じた補助金を支出しています。

(単位万円、1万円未満を四捨五入しています。)

	補助団体・補助事業	平成30年度 補助金額	平成29年度 補助金額	比較増減
議会費	政務活動費	528	528	0
総務費	区長会補助金	668	671	-3
	人間万燈まつり実行委員会補助金（他に商工費200）	700	700	0
	国際交流協会補助金	500	525	-25
	交通安全対策推進協議会補助金	700	700	0
	防災訓練奨励費補助金	429	429	0
	防犯灯維持管理費補助金	4,631	4,710	-79
民生費	社会福祉協議会支援事業	11,075	10,975	100
	地域活動支援センター事業	13,783	15,168	-1,385
	シルバー人材センター補助金	1,204	1,194	10
	老人クラブ補助金	659	676	-17
	人間ドック等助成事業（後期高齢者）	1,820	1,736	84
衛生費	衛生自治会補助金	553	573	-20
	環境の保全及び創造に資する助成事業	520	530	-10
	浄化槽設置整備事業補助金	2,095	2,095	0
	市民清掃デー実施事業	313	325	-12
	資源再利用奨励事業	1,101	1,151	-50
労働費	労働団体活動費補助金	40	44	-4
農林水産業費	農業振興推進事業	565	596	-31
	環境保全型農業推進事業	121	157	-36
	農業まつり事業	119	119	0
商工費	商業振興事業補助金	2,912	2,720	192
	空き店舗活用創業支援事業補助金	220	330	-110
	工業会補助金	149	149	0
	観光協会補助金	880	880	0
	創業支援事業補助金	400	400	0
土木費	建築物耐震改修等促進事業	100	100	0
消防費	消防団運営交付金	206	206	0
教育費	学校教育支援事業	235	238	-3
	私立幼稚園就園奨励費補助事業	22,596	21,607	989
	公民館文化活動事業	90	90	0
	文化団体補助金	175	175	0
	体育協会等補助金	832	790	42

※入間市が交付する補助金の詳細（平成28年度決算額）については、市公式ホームページで公開しています。

<http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/zaisei/1002974/1008048.html>

他市との財政指標の比較（平成28年度決算）

市の台所事情を表す「財政指標」には、さまざまなものがありますが、代表的で比較的わかりやすいものを示しました。順位は、県内の40市のうちで、入間市がどの位置にあるかという目安を示したもので、優劣を比較するものではありません。

財政力指数

0.93

10位

通常確保できると考えられる収入(基準財政収入額)

標準的な仕事をするのに必要と見込まれる支出(基準財政需要額)

標準的な仕事を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示した指標であり、市の懐ぐあいを表すものです。

単年度で「1」を超える場合には、国からの援助(普通交付税といい、国の税金の一部を収入が不足するまちに割り振るものです。)がなくなります。また、数字が大きいくほど余裕があることになります。

※ 上記により算出した率を3ヵ年(26年度～28年度)平均した数値

1	戸田市	1.22
6	川越市	0.97
7	所沢市	0.96
10	入間市	0.93
15	狭山市	0.89
16	鶴ヶ島市	0.88
19	東松山市	0.86
19	日高市	0.86
24	坂戸市	0.84
27	ふじみ野市	0.82
29	飯能市	0.79
31	富士見市	0.78
40	秩父市	0.59
	市平均	0.86

公債費負担比率

10.0%

11位

公債費を賄うための一般財源

一般財源(市税など使いみちの限られていない収入)総額
＋臨時財政対策債及び減収補てん債

公債費(借金の返済額)の状況から、財政運営の弾力性を測定する指標です。言い換えると、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかを判断する指標でもあります。

指標が低い方がそれだけ一般財源に余裕があり、新たなサービスを始め、臨時の出費に対応できるということになります。

1	戸田市	6.6
7	日高市	9.2
8	所沢市	9.3
10	狭山市	10.0
11	入間市	10.0
12	東松山市	10.1
18	富士見市	11.2
19	鶴ヶ島市	11.4
20	坂戸市	11.6
25	飯能市	12.4
28	ふじみ野市	12.7
31	秩父市	12.8
40	さいたま市	17.1
	市平均	12.5

経常収支比率

97.2%

40位

経常的経費(毎年欠かさず必要となる支出)を賄うための一般財源

経常一般財源(市税など使いみちの限られていない収入のうち、毎年繰り返し入ってくるもの)
＋減収補てん債及び臨時財政対策債

人件費や公債費、扶助費(福祉施設の入所に伴う費用など)等、毎年必要になる支出で、容易に切り詰めることが難しいものの割合のことです。低い方がそれだけ余裕があり、新たなサービスを始め、臨時の出費に対応できるということになります。

1	秩父市	82.9
10	富士見市	89.0
14	坂戸市	91.8
16	戸田市	91.9
17	狭山市	91.9
18	東松山市	92.2
22	ふじみ野市	92.8
24	鶴ヶ島市	93.8
30	日高市	94.6
31	飯能市	94.8
37	川越市	95.7
39	所沢市	96.0
40	入間市	97.2
	市平均	93.1

人口一人あたりの人件費

44,146円 5位

人件費(市議会議員や職員に支払う給与など)

人口(平成29年1月1日現在)

市議会議員や職員の給料など、その年の人件費を市の人口で割ったもので、少ない方が市民サービスに回せるお金が多くなります。

1	草加市	33,923
3	富士見市	42,879
5	入間市	44,146
7	ふじみ野市	45,458
10	坂戸市	46,537
16	所沢市	47,736
17	狭山市	47,825
22	日高市	48,794
23	東松山市	48,995
30	川越市	51,628
32	鶴ヶ島市	53,444
35	飯能市	55,580
40	秩父市	62,727
市平均		50,171

人口一人当たりの地方債残高

216,631円 8位

地方債現在高

人口(平成29年1月1日現在)

地方債現在高を、市の人口で割ったものです。
金額の少ない方が将来にわたっての負担が少なくなります。地方債の発行等を計画的に実施することにより、財政負担を抑制することができます。

1	所沢市	170,272
2	熊谷市	187,864
6	富士見市	209,554
8	入間市	216,631
16	鶴ヶ島市	255,965
18	狭山市	259,099
22	東松山市	285,683
23	川越市	286,113
26	日高市	291,295
31	坂戸市	306,385
35	ふじみ野市	340,757
37	飯能市	385,571
40	秩父市	510,573
市平均		279,890

入間市の借入金の状況は？

平成29年度末の見込みで、一般会計をはじめすべての会計を合わせて約424億4千万円の借入れがあり、市民一人当たりでは、約29万円です(人口148,723人(平成30年1月1日現在)で割ったもの)。

借入れの内訳は、下図のとおりですが、実際はこれに利子を加えた金額を分割払い(5～30年間)で返済していくことになります。

公共施設のように、何十年も利用される施設を借金しないで建設したとすると、当座の資金繰りが難しくなるだけではなく、建設時に住んでいる市民だけが大きな負担をすることになってしまいます。

そこで、一般の住宅ローンと同じように借入金を活用し、毎年少しずつ返済していくことによって、将来にわたってその施設を利用する市民が負担を分かち合うようにしています。

借入金の内訳

(平成29年度末見込み) 下水道事業会計

76億4千万円

水道事業会計

21億1千万円

一般会計

326億9千万円

入間市の財政健全化指標について

財政健全化指標は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく各地方公共団体の財政の健康状態を示す指標であり、算定後速やかに公表することになっています。

この事を“人”に例えると・・・

“入間市は、体の中の重要な部分である「財政」について、毎年健康診断を受診することになっています。検査項目は、下表①～⑤の5つです。これらの検査項目にはそれぞれ「警戒ライン」が定められ、この基準を超えると「財政健全化計画」又は「経営健全化計画」という治療計画を立てて、健康な状態になるよう努めなければなりません。そして、この検査結果は市民の方に公表されます。”

・・・ということになります。

それでは、入間市の「財政」の健康診断結果を見てみましょう。

《入間市の「財政」の健康診断結果》

下記の表のとおり、平成28年度入間市の財政は、健康な状態であることが確認できました。

健 全 化 判 断 比 率				⑤資金不足比率	
①実質赤字 比率	②連結実質 赤字比率	③実質公債費 比率	④将来負担 比率		
—	—	0.4	3.6%	(水道事業) —	(下水道事業) —
警戒ライン 12.06%	警戒ライン 17.06%	警戒ライン 25.0%	警戒ライン 350.0%	警戒ライン 20.0%	警戒ライン 20.0%

※ 比率が生じない場合（つまり赤字や資金不足が無い場合）は「—」で表示することになっています。

※ 警戒ラインを超えてしまうと、「財政」が健康な状態ではないので治療が必要です。

《結果をふまえて》

平成28年度の入間市の「財政」は、健康な状態であることが確認できました。

今後も、この結果に安心することなく、「財政」の健康状態を良好に維持していけるよう、日々努めてまいります。

《検査の内容》～いずれも、数値が大きいほど良くない状態です。

①**実質赤字比率**～一般会計等の赤字の大きさを示す指標です。

福祉・教育・まちづくり等を行う一般会計等(一般会計のほか、武蔵藤沢駅周辺土地地区画整理事業特別会計、入間市駅北口土地地区画整理事業特別会計、扇台土地地区画整理事業特別会計、狭山台土地地区画整理事業特別会計を含む)の赤字額が、市の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合であるのかを示すものです。財政運営の悪化の度合いがわかります。したがって、赤字額が無い場合(黒字の場合)は「健康な状態」であり、比率が発生せず、「－」表示することになっています。

②**連結実質赤字比率**～市全体の赤字の大きさを示す指標です。

市の全ての会計(10会計)を対象とし、赤字額の合計から黒字額の合計を引いて残った赤字額が、市の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合であるのかを示すものです。市全体の財政運営の悪化の度合いがわかります。赤字額が無い場合(黒字の場合)は「健康な状態」であり、比率が発生せず、「－」表示することになっています。

③**実質公債費比率**～市の返済額の大きさを示す指標です。

借金の返済金である公債費(それに準ずるものを含む)が、市の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。この比率が低いほど、一般財源の自由度が高くなります。この比率は、3ヶ年(26・27・28年度)の平均値です。

(参考:埼玉県内40市のうち、1番目に低い数値でした。)

④**将来負担比率**～今後、市が支払わなければならないものの大きさを示す指標です。

市の一般会計等の借入金(地方債)や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高が、市の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。将来の財政を圧迫する可能性の度合いがわかります。この比率が低いほど、将来の負担が少ないといえます。(参考:埼玉県内40市のうち、3番目に低い数値でした。)

⑤**資金不足比率**～水道及び下水道事業の資金不足を示す指標です。

公営企業会計(水道事業会計・下水道事業会計)の資金不足額が、公営企業会計の事業規模である料金収入等の規模に対して、どのくらいの割合であるのかを示すものです。公営企業の経営状態の悪化がわかります。資金不足額が無い場合は「健康な状態」であり、比率が発生せず、「－」表示することになっています。



元気な入間

生き生きいるま 人・まち・自然